

『おかやまコープ #あいコミュニティ 活動規程』（一部抜粋）

1. 目的

(1) おかやまコープ #あいコミュニティ（以下、コミュニティ）は、おかやまコープやエリアの方針に沿ったテーマで、地域の人々が活き活きとなることを目指す自主的な活動です。

2. 結成

(1) 組合員2名以上を含む3名以上で、代表者は組合員とし、結成します。

3. 活動

- (1) 活動期間は、3月から翌年2月までの1年間で、年間6回以上活動することを基本とします。
- (2) 活動終了後、月ごとに活動報告書をエリア委員会に提出します。
- (3) メンバーだけでの活動ではなく、地域の人々の参加が広がる活動を目指します。
- (4) コミュニティが他の組合員などに活動を広げる場合、エリア委員会の支援を受けることができます。

4. 登録

- (1) 代表者がいるエリアもしくは活動拠点があるエリアで登録します。
- (2) 「コミュニティ登録申請書」に必要事項を記入し、エリア委員会に提出、エリア委員会が承認します。
- (3) 登録は毎年3月を基本とし、年度途中でも登録できます。
- (4) 活動期間中にメンバー変更や解散があった場合、エリア委員会に変更を届け出ます。
- (5) 営利を目的とした活動、政党や宗教団体に関わる活動、公序良俗に反する活動は登録できません。

5. 活動支援

- (1) 活動支援金として、年間24,000円を上限に実費を支給します。
- (2) 1回の活動支援金は4,000円を上限とします。
- (3) 年度途中で登録する場合の活動支援金の上限は、登録月から2月までの月数×2,000円とします。
- (4) 活動支援金は、コミュニティが目的としている企画開催に必要な経費に支出できます。ただし、企画開催以外でのメンバー個人への利益に当たるものへは支出できません。
- (5) 活動支援金の精算は、活動報告書に領収書を添付し行います。
- (6) 「企画支援制度」が活用できます。

『企画支援制度』（おかやまコープクラブ・#あいコミュニティ）

1. 目的

(1) おかやまコープクラブ（以下、クラブ）やおかやまコープ #あいコミュニティ（以下、コミュニティ）が、組合員活動の企画として組合員などに活動を広げることを目的に「企画支援制度」を定めます。

2. 申請・審査

- (1) クラブやコミュニティが、制度の活用を希望する場合、「企画支援制度申請書」をエリア委員会に3ヶ月前までに提出します。
- (2) エリア委員会は、申請内容（企画や支援の内容、収支計画など）を審査し、結果を伝えます。

3. 活動支援

- (1) エリア委員会が承認した場合、企画の開催形態に基づき、以下を支援します。
- (2) クラブやコミュニティが単独で開催する場合、企画支援金を支給します。
 - ① 企画支援金は、年間30,000円を上限とします。
 - ② 企画支援金は、活動期間に何回でも申請でき、まとめて申請することもできます。
- (3) クラブやコミュニティがエリア委員会と共催する場合、エリア企画としてエリア委員会が費用を負担します。

4. 活動報告と精算

- (1) クラブやコミュニティが単独で開催する場合、企画終了後に活動報告書をエリア委員会に提出します。企画支援金の精算は、活動報告書に明細のわかるレシートや領収書などを貼付し行います。
- (2) クラブやコミュニティがエリア委員会と共催する場合、エリア委員会が活動報告と精算を行います。